



Tax Newsflash

中国

税理士法人トーマツ

2015年5月21日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国務院が優遇政策の整理を保留

中国国務院が2015年5月11日に公布した「国務院：租税等の優遇政策の関連事項に関する通知」(国発[2015]25号)(以下「25号通知」)によれば、2014年末に開始された優遇政策の整理作業はいったん保留される。国務院が2014年12月に公布した62号通知は、各部門、委員会および各地方政府機関に対し、租税等の優遇政策に対する整理と規範化を要求するものであった。すなわち、国家の法律法規に抵触する優遇政策は廃止し、法律法規に抵触しない、残す必要がある優遇政策については国務院の承認を得ることとされた。また、各省レベルの人民政府および関連部門は、2015年3月31日までに優遇政策の整理状況を財政部に報告することを求められた。

25号通知では、上記の整理作業はいったん保留し、今後改めて実施するとしている。また、優遇政策に関する以下の事項についても規定している。

- 各地区／部門が与えた優遇政策で、期限の定めがあるものは、当該期限まで有効とする。期限の定めがなく、廃止する必要があるものについては、関連の政府および部門が適切な過渡期間を設け、過渡期間内においては引き続き有効とする
- 各地と企業の間で締結された契約において約定された優遇政策は引き続き有効とする。既に優遇を与えられた部分については過去に遡及しない

- 各地区／部門が今後、新しい租税優遇政策(または中央が承認し、設けた租税以外の収入にかかわる優遇政策)を制定する場合、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、国務院の承認を得なければならない。その他は地方政府および関連部門が承認し、そのうち支出をするもの(財政補助等)は、原則として企業の納めた租税または租税以外の収入とリンクするものであってはならない

デロイトのコメント

国務院が各地の政府に対し、法律法規の規定に抵触する優遇政策の整理を求めた目的は、すべての企業および投資者にとって有利な公平な市場競争環境を形成し、各地の政府が投資を呼び込むために好ましくない競争をすることを避けることにあった。

62号通知が出された後、多くの企業がこれを重視し、企業およびその投資者は、優遇政策の整理によって、現在享受している、あるいは申請している地方独自の優遇政策(財政補助等)に不利な影響を及ぼすことがないか(例えば、進出時に与えられた優遇政策を取り消されないか、取得した補助金の返還が必要にならないか)ということに特に関心を持った。62号通知の公布後、実務上、一部の地方政府部門が優遇待遇の付与を中止し、あるいは奨励措置に関する交渉を棚上げする現象も見られ、そのことが企業および投資者の懸念を大きくした。

地方政府は優遇政策の整理作業が投資の誘致に潜在的に負の効果をもたらすこと、政府の信用力に影響を与えることを憂慮した。また、優遇政策の整理を行う過程では、詳細かつ明確な基準や政策に対する統一的な解釈がないことから、いずれの優遇政策が整理の対象になるのかということについて論争も生じた。

今回公布された25号通知は、中央政府が企業および地方政府から提起された上記の問題について積極的にこたえたものとみなすことができる。当該通知において、既に契約で約定された優遇政策は引き続き有効であること、既に優遇を与えられた部分は過去に遡及しないことが確認されたことは、投資者にとって特に歓迎すべきものといえるだろう。

優遇政策の整理はいったん保留されることになったが、25号通知から見れば、優遇政策の規範化の作業は継続されることに留意する必要がある。我々が関連の政府部門と話をした状況も踏まえると、地方政府部門は将来においてもなお、各地の経済発展に関連する産業支持政策を制定することができるであろう。財政補助にかかわる場合は、原則として企業の納めた租税または租税以外の収入とリンクするものであってはならないが、将来においても25号通知の規定に合致する地方独自の財政補助措置（例えば、一回性の固定金額補助等）は継続されるものと思われる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohatsu.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited